

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要項

（趣 旨）

第1条 知事は、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民（以下「地域住民」という。）に対して、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決に資するため、隣保館運営事業等を実施する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 補助金は、補助事業者が次に掲げる事業を行う場合に交付する。

（1）隣保館運営事業

平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」（以下「設置運営要綱」という。）に基づき行われる隣保館の基本事業

（2）隣保館等における隣保事業

設置運営要綱及び平成14年8月29日社援発第0829001号厚生労働省社会・援護局長通知「隣保館の設置及び運営について」に基づき行われる次の事業

（ア）隣保館における隣保館デイサービス事業

（イ）隣保館における地域交流促進事業

（ウ）隣保館における相談機能強化事業

（エ）広域隣保活動事業

2 補助対象期間は4月1日から翌年3月31日とする。

（交付額の算定方法）

第3条 前条の規定により補助事業者に交付する補助金の交付額は、次により算出された額以内とする。ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）別表の第1欄の種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（2）前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、別表の第4欄に定める熊本県助成限度額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（補助金の申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 第2条に掲げる事業を行う市町村は、補助金交付申請書1部を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式によるものとする。

(変更申請等)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助事業者が、補助事業に要する経費の配分又はその内容の著しい変更とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、別記第2号様式を準用するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の申請の取下げは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に書面で知事に申し出なければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第4号様式によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書1部を、翌年の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第5号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助事業者は、補助金を概算払により受けようとするときは、請求書（別記第6号様式その1）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 支出計算内訳明細書

(2) 概算払を必要とする理由書

(3) その他知事が指定した書類

2 補助事業者は、事業完了後において補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記第6号様式その2）に支出計算内訳明細書を添付しなければならない。

3 請求書の提出部数は、1部とする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第21条第2項の別に定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間に相当する期間とする。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、前項の期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(証拠書類の保管)

第12条 規則第23条の別に定める期間は、5年間とする。

(雑 則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）8月10日から施行し、令和8年（2026年）4月1日から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

令和 年（ 年） 第 月 号 日

熊本県知事 様

住所
市町村長名

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金の交付について（申請）

このことについて、次により補助金を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請
します。

補助金申請額 金 円

記

- 1 令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金総括表
- 2 財源内訳
- 3 令和8年度（2026年度）事業計画
- 4 隣保館運営費等支出予定額内訳
- 5 収支予算書
- 6 その他参考となる資料

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

令和 年（ 年） 月 日
人同政第 号

市町村長（氏名） 様

熊本県知事 印

令和 8 年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありました令和 8
年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金については、熊
本県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記の条件を付して金 円
を交付しますので、同規則第 6 条の規定により通知します。

記

補助の条件

熊本県補助金等交付規則及び令和 8 年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣
保館運営費等）補助金交付要項を守ってください。

別記第3号様式（第6条関係）

令和 年（ 年） 第 月 号

熊本県知事 様

住所
市町村長名

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金変更交付について（申請）
令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で交付決定のあったこのこ
とについて、次のとおり変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付決定額	金	円
補助金変更申請額	金	円
(増△減)		円)

(注) 変更申請書に添付する関係書類の様式は、当初交付申請書に準ずるものとしま
すが、「変更理由書」（書式任意）を必ず添付してください。

別記第4号様式（第8条関係）

令和 年（ 年） 第 月 号 日

熊本県知事 様

住所
市町村長名

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金に係る実績報告書の提出について
令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で交付決定のあった上記補
助金の実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金精算書
- 2 財源内訳
- 3 令和8年度（2026年度）事業実績
- 4 隣保館運営費等支出済額算出内訳
- 5 歳入歳出決算書又は見込書

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

令和 年（ 年） 第 月 号

市町村長（氏名） 様

熊本県知事 印

令和 8 年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金交付額確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で交付決定しました令和 8
年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金については、熊
本県補助金等交付規則第 1 4 条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので
通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第6号様式その1（第10条関係）

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金
概算払請求書

令和 年（ 年） 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった
令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金のうち、
下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要項第10条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振込先	銀行 支店
預金種別	
口座名義	
口座番号	

- 添付書類
- 1 支出計算内訳明細書
 - 2 概算払を必要とする理由書

令和 年（ 年） 月 日

住所
市町村長名

熊本県知事 様

別記第 6 号様式その 2（第 1 0 条関係）

令和 8 年度（ 2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金
交付請求書

令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で確定の通知があった令
和 8 年度（ 2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金として、下
記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 1 6 条及び令和 8 年度（ 2 0 2 6
度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要項第 1 0 条の規定により、
関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振込先	銀行 支店
預金種別	
口座名義	
口座番号	

添付書類
1 支出計算内訳明細書

令和 年（ 年） 月 日

住所
市町村長名

熊本県知事 様

(参考)

概算払を必要とする理由書

「令和８年度（２０２６年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要項」に基づく隣保館運営事業等を円滑に実施するため。

令和 年 (年) 月 日

熊本県知事 様

別表（第3条関係）

1 種目	2 基 準 額	3 対象経費	4 熊本県助成限度額
隣保館運営事業	次により算出された額の合計額 1 隣保館運営費 ① 館長のみを配置している隣保館 1 館当たり 5,116,000円 ただし、館長が兼務している場合（次のア、イに該当している場合を除く）は、3,993,000円を当該兼務する職数で除した額（千円未満端数切捨）に1,123,000円を加算した額 ア 辞令のみの兼務で実際の業務が専ら隣保館館長 イ 同一敷地内の兼務で主たる業務が隣保館館長 ② 指導職員を1人～4人配置している隣保館 1 館当たり 8,934,000円 ただし、館長が兼務している場合（次のア、イに該当している場合を除く）は、3,993,000円を当該兼務する職数で除した額（千円未満端数切捨）に4,941,000円を加算した額 ア 辞令のみの兼務で実際の業務が専ら隣保館館長 イ 同一敷地内の兼務で主たる業務が隣保館館長 上記に加え、次の業務を実施する場合の加算額 ③ 相談事業 1 館当たり 600,000円 ④ 社会調査及び研究事業 1 館当たり 60,000円 2 周辺地域巡回事業 1 館当たり 176,000円 ただし、事業期間が1年に満たない場合は、この基準額に事業実施月数/12を乗ずるものとする。	隣保館運営のために必要な報酬（従事職員分に限る）、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金	次により算出された額の合計額 1 隣保館運営費 ① 館長のみを配置している隣保館 1 館当たり 3,355,000円 ただし、館長が兼務している場合（次のア、イに該当している場合を除く）は、2,618,000円を当該兼務する職数で除した額（千円未満端数切捨）に736,000円を加算した額 ア 辞令のみの兼務で実際の業務が専ら隣保館館長 イ 同一敷地内の兼務で主たる業務が隣保館館長 ② 指導職員を1人～4人配置している隣保館 1 館当たり 5,858,000円 ただし、館長が兼務している場合（次のア、イに該当している場合を除く）は、2,618,000円を当該兼務する職数で除した額（千円未満端数切捨）に3,240,000円を加算した額 ア 辞令のみの兼務で実際の業務が専ら隣保館館長 イ 同一敷地内の兼務で主たる業務が隣保館館長 上記に加え、次の業務を実施する場合の加算額 ③ 相談事業 1 館当たり 393,000円 ④ 社会調査及び研究事業 1 館当たり 39,000円 2 周辺地域巡回事業 1 館当たり 115,000円 ただし、事業期間が1年に満たない場合は、この基準額に事業実施月数/12を乗ずるものとする。

1 種目	2 基 準 額	3 対象経費	4 熊本県助成限度額
隣保館デ イサービ ス事業費	1館当たり 1,191,000円	隣保館デイサービ ス事業の実施に必要な報酬、給料、職員手 当等、共済費、報償費 、旅費、需用費、役務 費（保険料を除く。） 、委託料、使用料及び 賃借料、原材料費、備 品購入費	1館当たり 781,000円
地域交流 促進事業 費	次により算出された額の合計額 1 休日等開館事業 5,992円×活動延日数 ただし、年間24日以上である こと 2 交流促進講座開催事業 1館当たり 413,000円 ただし、1講座当たり月6時間 程度以上年18時間以上開催する こと	地域交流促進事業 の実施に必要な報酬 、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費 、需用費、役務費（保 険料を除く。）、委託 料、使用料及び賃借 料、原材料費、備品購 入費	次により算出された額の合計額 1 休日等開館事業 3,929円×活動延日数 ただし、年間24日以上である こと 2 交流促進講座開催事業 1館当たり 270,000円 ただし、1講座当たり月6時間 程度以上年18時間以上開催する こと
相談機能 強化事業 費	1館当たり 870,000円	相談機能強化事業 の実施に必要な報酬 、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費 、需用費、役務費（保 険料を除く。）、委託 料、使用料及び賃借 料、原材料費、備品購 入費	1館当たり 570,000円
広域隣保 活動事業 費	1か所当たり 1,307,000円	広域隣保活動事業 の実施に必要な報酬 、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費 、需用費、役務費（保 険料を除く。）、委託 料、使用料及び賃借 料、原材料費、備品購 入費	1館当たり 857,000円

別記第1号様式（第4条関係）

令和 年（ 年） 第 月 号 日

熊本県知事 様

住所
市町村長名

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金の交付について（申請）

このことについて、次により補助金を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請
します。

補助金申請額 金 円

記

- 1 令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金総括表
- 2 財源内訳
- 3 令和8年度（2026年度）事業計画
- 4 隣保館運営費等支出予定額内訳
- 5 収支予算書
- 6 その他参考となる資料

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

令和 年（ 人同政第 号
年） 月 日

市町村長（氏名） 様

熊本県知事 印

令和 8 年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありました令和 8
年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金については、熊
本県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記の条件を付して金 円
を交付しますので、同規則第 6 条の規定により通知します。

記

補助の条件

熊本県補助金等交付規則及び令和 8 年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣
保館運営費等）補助金交付要項を守ってください。

別記第3号様式（第6条関係）

令和 年（ 年） 第 月 号

熊本県知事 様

住所
市町村長名

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金変更交付について（申請）
令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で交付決定のあったこのこ
とについて、次のとおり変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記
補助金交付決定額 金 円
補助金変更申請額 金 円
(増△減 円)

（注）変更申請書に添付する関係書類の様式は、当初交付申請書に準ずるものとしま
すが、「変更理由書」（書式任意）を必ず添付してください。

別記第4号様式（第8条関係）

令和 年（ 年） 第 月 号 日

熊本県知事 様

住所
市町村長名

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金に係る実績報告書の提出について
令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で交付決定のあった上記補助金の実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金精算書
- 2 財源内訳
- 3 令和8年度（2026年度）事業実績
- 4 隣保館運営費等支出済額算出内訳
- 5 歳入歳出決算書又は見込書

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

令和 年（ 年） 第 月 号 日

市町村長（氏名） 様

熊本県知事 印

令和 8 年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助
金交付額確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で交付決定しました令和 8
年度（2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金については、熊
本県補助金等交付規則第 1 4 条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので
通知します。

		記	
1	交付確定額	金	円
2	交付決定額	金	円

別記第6号様式その1（第10条関係）

令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金
概算払請求書

令和 年（ 年） 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった
令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金のうち、
下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和8年度（2026年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要項第10条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振込先	銀行 支店
預金種別	
口座名義	
口座番号	

- 添付書類
- 1 支出計算内訳明細書
 - 2 概算払を必要とする理由書

令和 年（ 年） 月 日

住所
市町村長名

熊本県知事 様

別記第 6 号様式その 2（第 1 0 条関係）

令和 8 年度（ 2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金
交付請求書

令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で確定の通知があった令
和 8 年度（ 2 0 2 6 年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金として、下
記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 1 6 条及び令和 8 年度（ 2 0 2 6
度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要項第 1 0 条の規定により、
関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振込先	銀行 支店
預金種別	
口座名義	
口座番号	

添付書類
1 支出計算内訳明細書

令和 年（ 年） 月 日

住所
市町村長名

熊本県知事 様

(参考)

概算払を必要とする理由書

「令和８年度（２０２６年度）熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要項」に基づく隣保館運営事業等を円滑に実施するため。

令和 年 (年) 月 日

熊本県知事 様